

個人情報保護法改正に伴う条例の整備について

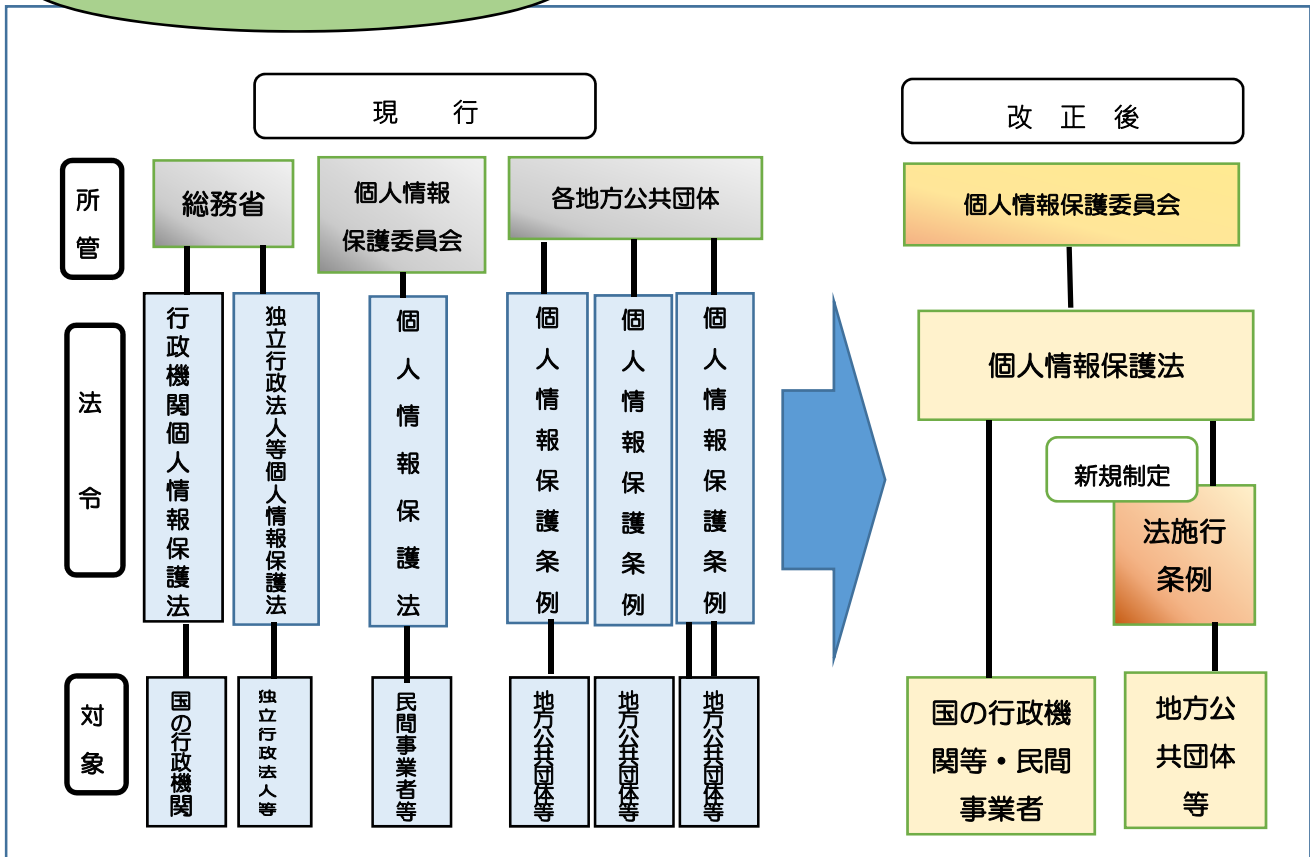
1 背景

国においては、社会全体のデジタル化に対応した「個人情報保護」と「データ流通」の両立及び個人情報保護制度の国際的調和を図るため、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の一部を改正し、令和5年4月1日に施行されます。

地方公共団体の個人情報保護事務の全国的な一元化がされる中で、三田市では、法で委任された事項、また、地方公共団体が条例で定めることが許容される事項について、条例を整備します。

改正法の中で条例に委任する部分があり法の施行条例を定める必要があるため、現行の条例は廃止した上で「(仮称)三田市個人情報保護法施行条例」を制定します。

法改正後の個人情報保護制度



2 法改正後の三田市の個人情報保護関係条例について

●法施行条例に規定する内容

条例に定めることが法で委任されている事項			
項目	条例改正 有無	現 行	改正後
1. 開示請求に係る手数料	無	無料⇒市民の「知る権利」の尊重 コピー代、郵送代等実費は有料 ⇒受益者負担の原則	同左
2. 三田市個人情報保護審査会へ諮問できる事項	有	1 審査請求に関する諮問についての調査審議 2 特定個人情報保護評価についての調査審議 3 個人情報保護制度の運用及び重要な事項について意見を述べること。 ※「三田市附属機関の設置に関する条例」より	<p><法></p> <p>○審査請求に関する諮問についての調査審議</p> <p><特定個人情報保護評価に関する規則(平成26年特定個人情報保護委員会規則)></p> <p>○特定個人情報保護評価についての調査審議</p> <p><法施行条例></p> <p>○この条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合</p> <p>○安全管理措置の基準を定めようとする場合</p> <p>○その他、市の機関における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合</p> <p>※個々の事案について諮問はできない。</p>
条例に定めることが法で許容されている事項			
1. 開示決定等の期限	無	請求日から15日以内 延長は45日以内	同左

●法施行条例に規定しない事項

条例に定めることが法で許容されている事項		
項目	現 行	改正後
1. 「個人情報ファイル簿」と別の個人情報の保有事項を記載した帳簿	個人情報を取扱う事務ごとに「個人情報取扱事務届出書」を作成し、公開している。	現在運用中の「個人情報取扱事務届出書」は廃止し、「個人情報ファイル簿」へすべて移行。
2. 条例要配慮個人情報	規定なし	地域の特性その他の事情による要配慮個人情報は該当するものがないため、規定しない。
3. 行政機関等匿名加工情報利用手数料	規定なし	現在のところ、任意。

